

稲沢市立山崎小学校いじめ防止基本方針（概要版）

1 いじめ防止の基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為です。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりえます。本校は、これらの基本的な考えを基に教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していきます。

また、学校の取組をホームページや学校だよりで発信し、保護者・地域とともに協力して心豊かに楽しく生活できる学校環境作りに取り組んでいきます。

「山崎小学校いじめ防止基本方針」の概要を以下に示します。

2 いじめ防止等に関する具体的な取組について

① 未然防止の取組

- 児童同士の関わりを大切に、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進めます。
- 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努めます。
- 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図ります。
- 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導します。

② 早期発見の取組

- いじめアンケートや教育相談の定期的な実施（年3回）や、毎朝、タブレット PC で入力した「こころの天気」の確認により、児童の小さなサインを見逃さないように努めます。
- 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整えます。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携や、いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整えます。

③ いじめに対する措置

- いじめの発見・相談・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応します。
- 被害児童を守り通すという姿勢で対応します。
- 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行います。
- 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー等の専門家や、警察署、児童相談センター等の関係機関との連携のもとで取り組みます。
- いじめが起きた集団への働きかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行います。
- ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行います。

3 重大事態への対応

重大事態が生じた場合は、迅速かつ組織的に対応し、教育委員会に報告をするとともに、事実関係の速やかな調査と被害児童及び保護者への情報提供、子どもへのケア等、最優先に重大事態の解決に向けて取り組みます。

4 学校の取組に対する検証・見直し

- 「学校いじめ防止基本方針」をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル（Plan→Do→Check→Action）で見直し、実効性のある取組になるよう努めます。
- いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめ・不登校対策委員会ではじめに関する取組の検証及び見直しを行います。